

伊勢原市ひとり親世帯への物価高騰支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食料品価格等の物価高騰の影響等を踏まえ、ひとり親家庭に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親世帯への物価高騰支援給付金 前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げるひとり親世帯への物価高騰支援給付金が支給される者をいう。
- (3) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給するひとり親世帯への物価高騰支援給付金の金額は、30,000円とする。
- 3 対象児童が2人以上である支給対象者に対して支給するひとり親世帯への物価高騰支援給付金の金額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に対象児童のうちの1人以外の対象児童1人につき10,000円を加算した額とする。

(支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、支給対象者に対し、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給の申込みを行う。

- 2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の受給の拒否を令和7年度ひとり親世帯への物価高騰支援給付金受給拒否の届出書(第1号様式)により届け出ることができる。
- 3 市長は、令和8年2月25日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金を支給する。

(支給対象者に対する支給の方式)

第5条 支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに令和7年度ひとり親世帯への物価高騰支援給付金支給口座登録等の届出書（第2号様式）により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
（ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給等に関する周知）

第6条 市長は、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段によりひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行ったひとり親世帯への物価高騰支援給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年1月28日告示第13号）

この告示は、令和8年2月2日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 ひとり親世帯への物価高騰支援給付金（以下「ひとり親支援給付金」という。）は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第4条に規定する者であって、令和8年2月分の法による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）を本市で受給するもの（以下「受給者」という。）に対して支給する。
- 2 1の規定にかかわらず、ひとり親支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者に対してひとり親支援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

令和8年1月31日後に受給者が死亡した場合（この2の規定によりひとり親支援給付金を支給される者が、当該者に対してひとり親支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第3条に規定する児童をいう。）に係る児童扶養手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
--	--

第2 対象児童

第1に規定する者に支給されるひとり親支援給付金の対象児童（ひとり親支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、支給対象者に支給される令和8年2月分の児童扶養手当に係る児童とする。

令和7年度ひとり親世帯への物価高騰支援給付金受給拒否の届出書

伊勢原市長 殿

市区町村
受付印

- 1, 私は、「令和7年度ひとり親世帯への物価高騰支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「令和7年度ひとり親世帯への物価高騰支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、運転免許証、旅券等の写し等

令和7年度ひとり親世帯への物価高騰支援給付金支給口座登録等の届出書

令和8年2月分の児童扶養手当支給市区町村
伊勢原 市長殿



1. 届出者・申請者(児童扶養手当を受給していた方)

記入日	令和 年 月 日
-----	----------

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先住所(令和8年1月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由	
-------------	--

【誓約・同意事項】

- (1)ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給要件に該当します。
- (2)ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、市において支給決定をした後は、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が届出者に連絡・確認できず令和8年3月31日までに振込が完了できない場合、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金が支給されないことに同意します。
- (6)ひとり親世帯への物価高騰支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、ひとり親世帯への物価高騰支援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法のアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法のイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、運転免許証、旅券等の写し等